

教 育 委 員 会 5 月 定 例 会 会 議 録

会議名 教育委員会 5 月定例会

開催日 平成28年 5 月27日（金）午後 3 時～午後 4 時

開催場所 本庁 2 階 第 1 会議室

出席委員 村田委員長、岩根委員長職務代理者、藤田委員、玉井委員、高須教育長
事務局等出席者

荻野学校教育部長、有山教育監、山崎教育監、良社会教育部長、蔵守学校教育
部次長、田伏社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼
文化スポーツ室長兼課長、妹尾教育政策総務課長、法元施設給食課長、田
井学務課長、野呂教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、赤堀文化ス
ポーツ室課長、尾崎中央図書館長、長澤青少年課長、川原青少年課課長、
山口教育政策総務課係長、高宮教育政策総務課係長、竹中教育政策総務課
副係長、北川（教育政策総務課担当）

○村田委員長

ただ今から教育委員会 5 月定例会を始めさせていただきます。

本日の案件は、報告事項が 4 件、議決事項が 6 件でございます。

本日の署名委員は、藤田委員にお願いいたします。

まず、本日の配付資料について確認します。事務局から説明をお願いします。

○妹尾教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書でございます。続きまして、議案第21号に関する資料、
議案第23号に関する資料です。

○村田委員長

それでは、議案書 1 ページ、2 ページ、4 月・5 月教育委員会一般事務報告につい
てお伺いいたします。

事務局から、報告事項はありますでしょうか。

○妹尾教育政策総務課長

4 月・5 月の一般事務報告をさせていただきます。

5 月18日、19日に、5 月市議会臨時会が開催されまして、議長に新風ねやがわ議員
団の北川光昭議員、副議長に公明党市会議員団の住田利博議員が就任されました。ま
た、文教常任委員会の委員長に新風ねやがわ議員団の北川健治議員、副委員長に公明
党市会議員団の岡由美議員が就任されましたので、御報告させていただきます。

続きまして、行事関係の報告でございますが、5 月26日に大阪府都市教育委員会連
絡協議会定期総会が開催され、当日は委員の皆様にご出席をいただきました。

続きまして、教育委員会後援の状況につきまして御報告申し上げます。

4月16日から5月20日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で11件ございました。そのうち新規の後援は1件でございます。個人では継続が難しい健康づくりを地域で取り組むことにより、継続的な活動にすることを目的とした勉強会でございます。その他、継続の後援が10件となっております。

以上でございます。

○村田委員長

はい、ただ今の御報告に対しまして、御質問はございませんでしょうか。

ほかに報告事項はございますか。

ないようですが、本日学校訪問に行かせていただきましたので、御意見、御感想があればお願いします。

○玉井委員

啓明小学校、成美小学校の学校訪問に行ってきたのですが、現在、大学でもアクティブ・ラーニングが注目されていまして、啓明、成美小学校においても、まず先生が指導されて、その後グループで意見交換をし、活発に意見が出るというような授業もされていました。私は初めて見させていただいたんですけれども、タイマーを使って1分間で話し合っ、「はい、じゃあ意見どうぞ」というような形で進められていまして、非常にリズム感があり、子供も集中力が途切れないような工夫をされているなと思いました。

また、授業内容や、先生の個性もあると思いますが、先生の雰囲気が子供たちにも影響すると言いますか、元気な先生の授業は子供たちが元気に授業を行っていて、落ちついた先生では落ちついた様子で子供たちが授業を受けているというような感じで、色々な先生がいらっしゃることが、子供たちにとってもいいことであるというように思いました。

○岩根委員

私も寄せていただきましたが、成美小学校ではどちらかというと若年の先生方を中心に見せていただきました。啓明小学校においては、中堅の先生方を、見せていただきました。子供たちは落ち着いており、頑張っている姿が見られて良かったです。

また、啓明小学校においては、学校評議員さんもすごく前向きに色々なことを考えながら、学校に対して寄り添う気持ちをすごく持っていており、良い関係が構築されていると感じました。

○藤田委員

成美小学校は2年前まで自分が居た学校であり、すごく懐かしい思いで見せていただきました。成美小学校は若い先生の授業を見せていただいて、啓明小学校はベテランの先生だったんですが、若い先生は若い先生なりに緊張感を持って、その学校のシステムに慣れようと一生懸命、日々努めている姿が新鮮に感じました。ベテランの先生は、自分の雰囲気の中に子供を入れ込んで授業をされ、子供たちがそのテンポにつ

いていってるという感じで、安心して見られました。

啓明小学校も成美小学校もほかの学校もそうですけれども、学習規律とか基本、基礎のところをきちんと教えていこうという姿が、先生たちの授業から感じとられて、本市が一つのスタンダードな教育方針を持ってやっているという一端を見させていただきました。

○高須教育長

啓明小学校へ行かせていただいて、学校評議員さんが非常に前向きで、地域の方、自治会長、それから教育関係団体の方、PTAの方がおられますけども、それぞれが前向きで共にやっていこうというようなことが非常に強く感じられて、本当に有り難いと思います。学校にとっても有り難いし、我々にとっても有り難い、そう感じました。

これからは国もコミュニティ・スクール等の概念が進んできますけれども、本市の場合もいわゆる評議員制度を維持しながら、地域の声をしつかりと受け止めながら進めていくことが、これからの学校経営を進める上での要ではないかと改めて感じました。

また、これから若い管理職が増えてくる中で、教育委員会事務局としても、管理職に対する指導を行い、地域とそれぞれが一步進めるようなことも改めて必要なんだなということを感じました。

○村田委員長

成美小学校ですが、昨年の学力テストの分析した結果を見せていただきました。学年によって学力状況が異なっており、改めて、先生方の指導力もしっかりしていけないといけないと強く感じました。

次に、3ページ、4ページの5月・6月教育委員会行事計画書について、お伺いいたします。

○妹尾教育政策総務課長

明日、5月28日10時30分から市政感謝会がございます。市と共催いたしまして、教育委員会表彰を実施いたします。

6月15日から6月28日までの14日間にわたりまして、6月市議会定例会が開催される予定でございます。6月16日に文教常任委員会が開催され、6月22日から24日まで一般質問が行われます。

続きまして、6月17日に学校訪問、懇話会、6月定例会の開催を予定しております。委員の皆様の御出席、よろしくお願いいたします。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに報告事項ございますか。

○野呂教育指導課長

今年度の運動会、体育大会について御報告いたします。小学校が5月29日に1校、

6月5日に13校、中学校5校が6月4日に開催いたします。今年度につきましては、36校中19校が春の開催となっております。委員の皆様、部課長の皆様におかれましては御出席の程よろしく願いいたします。なお、秋の開催につきましては小学校が9月25日に2校、10月2日に8校、中学校は10月1日に7校が開催となることを報告させていただきます。

○村田委員長

ただ今の報告につきまして御質問はございませんか。

ほかに報告事項はございますか。

○川原青少年課課長

5月30日月曜日、午後6時30分からアルカスホールにおきまして寝屋川青年会議所5月例会におきまして、馳浩文部科学大臣を迎えての講演会が開催されます。御出席の連絡を頂戴しております委員の皆様におかれましては、御参加の程よろしく願いいたします。

次に、6月10日金曜日、午後7時から東天紅におきまして、市立校園PTA協議会が平成28年度予算総会及び年度初め懇親会を開催されます。村田委員長を始め、委員の皆様方には御臨席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○村田委員長

ただ今の報告につきまして御質問はございませんか。

ほかに報告事項はありますか。

ないようですので、5月・6月教育委員会行事計画書については予定どおりよろしく願いいたします。

次に、5ページです。

報告第19号、平成28年度寝屋川市教育委員会事務局人事についてを議題といたします。

○妹尾教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第19号、平成28年度寝屋川市教育委員会事務局人事につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理をいたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

留守家庭児童会運営業務の任期付短時間勤務職員につきまして、5月1日付けにて新規任用を行ったものでございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございますか。

ないようですのでお諮りします。

報告第19号、平成28年度寝屋川市教育委員会事務局人事についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認することに決します。

次に、7 ページです。

報告第20号、職員の分限処分についてを議題といたします。

○妹尾教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第20号、職員の分限処分につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理をいたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、8 ページを御覧ください。

本職員は平成28年5月13日までの休職発令を行っておりましたが、この度更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成28年5月14日から平成28年6月13日までの休職発令を行ったものでございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

ないようですのでお諮りします。

報告第20号、職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認することに決します。

次に、9 ページです。

報告第21号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

○妹尾教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第21号、市長からの意見聴取につきましては、5月市議会臨時会において提出された下記の議案につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、教育長において異議のないものとして臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

なお、本内容につきましては、5月市議会臨時会におきまして承認されておりますことを併せて報告させていただきます。

それでは、10 ページを御覧ください。

専決処分の報告 平成27年度寝屋川市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会関係分)につきまして御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金、補正額4万5,000円でご

ざいます。これにつきましては、基金運用利子収入額と現計予算額との差引額を補正するものでございまして、教育振興基金利子収入 3 万 5,000 円、文化振興基金利子収入 1 万円の増加分を合わせたものでございます。

次に、款、寄附金、項、寄附金、目、教育費寄附金、教育振興寄附金を減額補正するものでございまして、減額補正 1 万 6,000 円でございます。

続きまして、歳出でございます。

款、教育費、項、教育総務費、目、教育委員会総務費、教育振興基金積立金の追加補正でございます。教育振興寄附金の減額分と基金運用利子収入の増加分の差引増収額を積み立てるものでございまして、補正額 1 万 9,000 円でございます。

次に、款、教育費、項、教育総務費、目、教育指導費につきましては、地方創生加速化交付金が不採択となったことに伴う財源更正でございます。

次に、款、教育費、項、中学校費、目、学校給食費、中学校給食調理業務委託に係る大阪府市町村振興補助金の交付決定に伴う財源更正でございます。

次に、款、教育費、項、社会教育費、目、社会教育総務費につきましては、文化振興基金積立金の追加補正でございまして、基金運用利子収入の増加分を積み立てるものでございます。補正額 1 万円でございます。

次に、款、教育費、項、社会教育費、目、成人教育費につきましては、地方創生加速化交付金が不採択となったことに伴う財源更正でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして御意見、御質問はございますでしょうか。

1 点質問します。不採択になることというのは、よくあることですか。

○妹尾教育政策総務課長

今回に関しましては、国の補助金を財源として事業を行うことができる可能性がある中で、市としては活用できるものについてはしっかり活用して事業を推進していくという考えの基で予算化させていただいたが、国の判断によって今回は結果的に不採択となったもので、国の予算、判断、他市の申請状況にもよるものであり、一律に多い少ないとはいえないと考えております。

○村田委員長

多くの自治体が申請を行う中で採択された自治体もあれば、不採択になった自治体もあるということですか。

○妹尾教育政策総務課長

今回の分についてはそういうことになります。

○村田委員長

分かりました。

ほかに御質問は、ございますか。

ないようですので、報告第 21 号、市長からの意見聴取についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、11ページでございます。

報告第22号、懲戒処分に関する内申についてを議題といたしますが、本案につきましては人事案件でございますので、非公開にしたいと思います。

非公開にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の適用前における寝屋川市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(関係者以外入室)

○村田委員長

ただ今意見がまとまりましたので、報告第22号、懲戒処分に関する内申については、報告どおり承認いたします。

次に、議決事項に移ります。

12ページです。

議案第18号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○妹尾教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第18号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、処分庁を明確にするなど所要の改正を行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきます。改正内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、14ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第3条につきましては、受給の資格についてでございます。市立小中学校に児童生徒を就学させている保護者であれば本制度の対象とすることを明確化するのでございます。

次に、第3条第2号並びに第4条第1項及び第3項並びに第5条並びに第7条並びに第8条第3項及び第4項並びに第9条につきましては、処分庁を明確にするため、教育委員会としているものを教育長に変更したものでございます。

次に、第10条中の学校教育部長を、この規則を定める事務を担当する部長に変更したものでございます。

○村田委員長

今の説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

○岩根委員

内容については、ただ今の説明で理解しましたが最後の公布の日というのは、いつになる予定でしょうか。

○妹尾教育政策総務課長

本日、定例会にて御議決いただきましたら、本日付けで公布をさせていただく予定でございます。

○岩根委員

分かりました。

○村田委員長

ほかに、何か御質問はございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第18号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、17ページです。

議案第19号、職員の復職についてを議題といたします。

○妹尾教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第19号、職員の復職につきまして、寝屋川市職員の分限に関する条例第3条第2項の規定により、別紙のとおり復職を命じることにつきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、18ページを御覧ください。

本職員は、平成28年6月7日まで休職発令を行っておりましたが、この度、復職可能な診断書が提出され、平成28年6月1日から復職の発令を行うものでございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第19号、職員の復職についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、19ページです。

議案第20号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針についてを議題といたします。

○妹尾教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第20号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成27年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するに当たり、その実施方針につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

20ページを御覧ください。

この実施方針は、今年度実施いたします平成27年度教育行政事務の点検・評価につきまして、基本的な方針を定めるものでございます。

それでは、順次御説明をさせていただきます。

まず、1、概要でございますが、法の規定により、平成20年4月から全ての教育委員会におきまして実施、公表することとなっております。

2、実施趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うものでございます。

次に、3、点検・評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した平成27年度の主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組とするものでございます。

次に、4につきましては評価方法でございますが、教育行政事務の点検及び評価に関する会議を設け、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容の実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すことといたします。なお、教育行政事務の点検及び評価に関する会議におきましては、学識経験者に実施、指導・助言をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。学識経験者につきましては、京都産業大学の西川信廣教授、大阪国際大学の武島辰男教授を候補としております。

最後に、5、今年度のスケジュールですが、先ほど御説明申し上げました点検及び評価に関する会議につきましては、8月頃に開催をさせていただく予定でございます。教育委員の皆様方におかれましては、御対応の程よろしくお願い申し上げます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

議案第20号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、22ページです。

議案第21号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○田井学務課長

ただ今御上程いただきました議案第21号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、国において幼児教育に係る保護者負担軽減のために設けられております幼稚園就園奨励費補助制度につきまして、国の方針である低所得世帯の保護者負担軽減の拡充を行うため、また、保護者がみなし寡婦（夫）に当たる場合、ひとり親世帯と同様に補助金を交付できるようにするためでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、別冊資料5ページの新旧対照表において御説明いたします。右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、別表第1及び別表第2を別表とし、第1号に就園奨励費補助金、第2号に保護者補助金の表を併記しております。そのため、第3条以降の条文中の表記につきまして、文言整理をしております。

補助金額表となっております別表につきましては、11ページ、12ページの新旧対照表別紙1及び2において御説明いたします。

11ページをお開きください。上側が現行、下側が改正案でございます。

別表第1号就園奨励費補助金の額の表を御覧ください。

これまで、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、多子世帯への保護者負担軽減策として、保護者負担額を同一世帯の小学校3年生までの兄弟がいる場合に、園児が2人目であれば1人目の半額相当、3人目以降であれば無償相当としておりました。

この度、低所得者世帯の保護者負担軽減の更なる拡充を行うこととなり、世帯年収約360万円以下、この表におけるA階層からC階層においては、これまで小学校3年生までとしていた兄弟の年齢制限を撤廃し、生計を一にする兄弟全てを数えることができることとなりました。

D階層以上においては、従来どおり小学校3年生までの兄弟を数えることとなりますため、表記が複雑化することから、これまでの表の上部右側に記載していました「小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である者がいる場合・いない場合」の表記を削除し、後ほど御説明いたします本表の備考において詳細を定めることとしております。

次に、ひとり親世帯等の保護者負担軽減といたしまして、B階層の母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯を区分「1」としまして、これまで第1子が27万2,000円、第2子が29万円としておりましたところを、第1子、第2子とも30万8,000円に増額するものでございます。C階層につきましても同じく2つの区分を設け、区分「1」において、これまで第1子は11万5,200円、第2子が21万1,000円でしたが、第

1 子21万7,000円、第2子30万8,000円に増額としております。

区分「2」といたしましたB階層、C階層の一般世帯につきましては、補助金額の変更はございません。D階層、E階層につきましては、先ほど申し上げましたとおり、従来どおり小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である兄弟から数えて該当園児が第何子目であるかで補助金額を決定し、その額について変更はございません。

続きまして、第2号保護者補助金の額の表でございます。

こちらの表につきましても、先ほどと同様に、これまで表の上部右側に記載しておりました「小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である者がいる場合・いない場合」の表記を削除しております。

A、B階層、D、E階層につきましては、補助額の変更はございません。C階層につきましては、母子世帯等であるC1階層の第2子において、これまで1万5,000円の補助があったところを、補助をしないこととしております。これは、先ほど就園奨励費補助金において、保育料満額相当である30万8,000円を補助しているためでございます。C2階層については、従来の補助金額に変更はございません。

続きまして、資料12ページの新旧対照表別紙2において御説明いたします。上側が現行、下側は改正案でございますが、先ほど御説明いたしました別表にまとめましたため、削除しております。

6ページの新旧対照表の別表に係る備考について御説明いたします。

備考1、2につきましては、先ほど申し上げた「別表第1及び別表第2」の「別表」の文言整理でございます。

備考3で、新たに「母子・父子世帯」「障害者世帯」「生活困窮世帯」の定義について定めております。そのため、以下の項に繰り下げが生じております。

備考4については、第1号において、A、B、C階層における兄弟カウントの年齢制限の撤廃、第2号においてD、E階層における兄弟等について定めております。

備考5から7につきましては、文言整理を行っております。

備考8につきましては、未婚の母子・父子世帯において、婚姻の有無にかかわらず寡婦（夫）控除を受けたものとみなし、別表の規定を適用できるようにするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、この規則は公布の日から施行するものとし、また、経過措置といたしまして、この規則による改正後の寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の規定は、平成28年度以降の年度分の補助金について適用し、平成27年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

○村田委員長

ただ今の御説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

ないようですので、お諮りします。

議案第21号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、23ページです。

議案第22号、寝屋川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました議案第22号、寝屋川市社会教育委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。

寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市社会教育委員の任期満了に伴う新委員の委嘱を行うものでございます。

24ページに、委嘱予定者の名簿を添付させていただいております。委員構成の学校教育関係者、社会教育関係者及び家庭教育活動者につきましては、それぞれ小中学校長会、関係団体、関係機関等から推薦をいただくとともに、御承諾をいただいた学識経験者を委員に委嘱する予定でございます。

そのうち、新規の委員委嘱予定者でございますが、まず学校教育関係者として寝屋川市立田井小学校長の柚順子氏、同じく第六中学校長の大森友清氏の2名、次に社会教育関係者として寝屋川市立校園PTA協議会書記の日下洋子氏、寝屋川市文化連盟常任理事の喜多多美子氏、特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟会長の谷川義文氏、大阪府立中央図書館司書部長の吉川逸子氏、及び寝屋川市スポーツ推進委員会会長の葛城裕也氏の5名、また家庭教育活動者として、寝屋川市家庭教育支援連絡会委員の園田茂香氏、合計8名でございます。

以上、新規、継続を合わせまして15名の委員の委嘱予定者でございます。

なお、委嘱期間につきましては、平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

議案第22号、寝屋川市社会教育委員の委嘱についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、25ページです。

議案第23号、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定についてを議題といたします。

○尾崎中央図書館長

ただ今御上程いただきました議案第23号 「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定について、御説明申し上げます。

提案理由につきましては、同計画素案に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び同計画を策定するためでございます。

それでは、本件パブリック・コメント手続結果の概要を御説明申し上げますので、別冊資料1、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」パブリック・コメント手続結果の表を御覧ください。

まず、表紙を御覧ください。

平成28年2月29日から平成28年3月28日まで意見の募集を実施いたしましたところ、4人の方から52件の御意見がございました。そのうち、第2次子ども読書活動推進計画に反映したものにつきましては、6件ございました。

それでは、パブリック・コメント手続結果を受け、計画に反映したものについて、御説明を申し上げます。

市民からの意見全52件について、表左端に整理番号を付しておりますので、以下整理番号に従いまして、御説明申し上げます。

まず、第1ページを御覧ください。

番号1の御意見につきましては、子ども読書活動推進が、学校図書館法の改正によって初めて重要視されるようになったと誤解される可能性があるのではないかと御意見を踏まえまして、「これにより、さらに学校図書館の充実を図ることとなりました。」に変更しております。

次に、番号3の御意見でございます。「絵本の広場」の表記は、平仮名で「えほんのひろば」ではないかと御指摘のとおり、漢字を平仮名に変更しております。

次に、番号4の御意見でございます。「えほんのひろば」の開催は、図書館における推進の成果ではなく、（4）小中学校における推進の成果ではないかと御意見でございます。「えほんのひろば」の開催は、学校と連携いたしまして、中央図書館も絵本の貸出し等により協力をいたしておりますので、当該箇所は原文のままいたしまして、併せて（4）小中学校における推進【成果】にも記載いたします。

続きまして、3ページを御覧ください。

番号17の御意見につきましては、第1次計画の作業部会の成果として、「ブックリスト作り」や「ブックフェア」を入れてはどうかと御意見を踏まえまして、「シンポジウムや交流会、ブックリスト作り、ブックフェア等を実施することができました。」に変更しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

番号26の御意見につきましては、読書のきっかけづくりとして、ごほうびを用意する等と書かれているが、物で釣るようなやり方は好ましくないのではないかと御意見を踏まえまして、物で釣るかのような誤解を生じさせないため、「がんばった子供たちに達成感を感じてもらえるような工夫をする等、」に変更します。なお、読書のきっかけづくりに資する工夫を盛り込んだ施策を実施していく旨、回答に明記いたしております。

続きまして、6ページを御覧ください。

番号35の御意見につきましては、絵本コーナーの設置は既にあるものなので、わざわざ入れなければいけないのかとの御意見を踏まえまして、取組の方向性としまして、「絵本を準備し絵本コーナーの更なる充実に努めます。」に変更しております。

パブリック・コメントで寄せられました市民からの意見を反映し、計画を変更いたしました箇所は以上の6か所でございます。

なお、本計画、パブリック・コメントの経過等の公表につきましては、図書館ホームページへの掲載、及び市広報誌「広報ねやがわ」7月号に掲載するとともに、パブリック・コメントの結果につきましては、平成28年6月6日から平成29年6月5日まで、中央図書館、東図書館、寝屋川市駅前図書館、市民情報コーナー、ねやがわステーション、各ステーションに閲覧用として設置する予定でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

議案第23号 「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして教育委員会5月定例会を終了させていただきます。